

# GloStars Basketball Academy

(グロースターズバスケットボールアカデミー)

GloStars Basketball Academy U 1 5 クラブ

GloStars Basketball Academy U 1 2 クラブ

## GloStars Basketball Academy

(グロースターズバスケットボールアカデミー)

### 規 約

#### ≪第1章 総則≫

##### 第1条 (名称)

本クラブは、「GloStars Basketball Academy」(以下、本クラブという)と称する。

##### 第2条 (理念)

本クラブは、「群馬から全国、そして世界へ挑戦する選手の育成」を理念とし、競技力の向上だけでなく、人間的成長を重視した指導を行う。

##### 第3条 (目的)

1. バスケットボールの普及および技術水準の向上を図る
2. スポーツに親しみ、健康の保持促進、体力の向上を図る。
3. 仲間と協力し問題を解決する力を育み、団体行動の中での個人の自立心を育てる。
4. 挨拶、返事、礼儀、努力、公正等のスポーツ精神を養う。
5. 仲間や支えてくれる方々の大切さを知り、感謝の気持ちを持つ人格育成に資する。

#### 第4条（活動）

本クラブは、第2条の目的を達成する為に次の活動を行う。

1. バスケットボールの練習、各種大会参加
2. 他チームとの交歓交流活動・合宿等
3. その他クラブの目的達成に必要な活動

#### 第5条（運営）

本クラブは代表者が適切に管理運営する。

#### 《第2章 会員の資格、入会・退会など》

#### 第6条（会員資格）

本クラブの会員は、次の各号のすべてを満たす者とする。

1. 本クラブの理念に賛同し、これを理解した上で入会を希望する者。
2. 本会則およびクラブの定める規則を遵守できる者。
3. 心身ともにスポーツ活動を行うことが可能であり、向上心を持って継続的に努力できる者。
4. 本クラブが競技志向のチームであることを理解し、指導方針、選手起用、ポジション等について指導者に一任できる者。
5. 特別な理由がない限り、練習・試合・チーム活動に積極的に参加できる者。
6. 保護者が本クラブの理念および方針を理解し尊重するとともに、クラブ運営に協力できる者。

なお、本クラブはチーム編成および指導上の観点から、募集人数および各学年の受け入れ人数を制限する場合がある。

また、クラブ運営上適切でないと判断した場合、入会を承認しないことができる。

#### 第7条（法定代理人の同意）

本クラブの会員になろうとする者は、親権者もしくは法定代理人による本クラブ会則の承認、および入会の同意を得なければならない。

## 第8条（入会）

本クラブへの入会を希望する者は、以下の手続きをおこない、本クラブの承認を得なければならない。

1. 本クラブの会員となることを希望する者は、所定の入会申込書に必要な事項を記載し、本クラブの代表者に提出するものとする。
2. 本クラブの会員となることを希望する者は、代表者が入会申込書を審査し、その入会を承認したときに会員となるものとする。
3. 本クラブは入会を承認しなかった場合を除き、理由の如何を問わず、入会金及び年会費は返還しない。

## 第9条（会員の期間、および地位）

1. 本クラブにおける会員の期間は、毎年4月1日、もしくは入会日から、翌年3月31日までとする。
2. 申し出がない場合、会員の資格は自動更新される。
3. 会員は、その会員たる地位を他人に譲渡することはできない。

## 第10条（体験）

1. 会員を希望する者は、入会前に2回まで練習への体験参加をすることができる。
2. 万が一怪我等が発生した場合は応急処置を行うが、その後の対応については各自加入の保険の範囲内とする。

## 第11条（休会）

会員が長期間活動に参加できない場合は、所定の休会届を提出し、代表者の承認を得ることで休会することができる。

休会が認められる事由は、以下の通りとする。

- ・長期療養または怪我
- ・受験等の学業上の事情
- ・家庭の事情
- ・その他、代表者がやむを得ないと認めた場合

休会期間中の月会費は発生しないものとする。

ただし、年会費および登録費等は返金しない。

長期の休会後に復帰する場合は、チーム状況により試合出場等を保証するものではない。

## 第12条（退会）

- ・ 会員が退会を希望する場合は、退会希望月の前月末日までに代表者へ申し出るものとし、所定の退会届を提出することで退会することができる。
- ・ 退会の申し出が期日を過ぎた場合は、翌月分の月会費を支払うものとする。
- ・ 年度途中の退会は原則認めないものとするが、転居、進学、長期療養、その他やむを得ない事情がある場合は、代表者との協議の上、退会を認める。
- ・ 公式戦、大会、重要な試合等への出場が決定している場合は、原則として当該大会終了まで退会することはできない。
- ・ 退会后においても、在籍中に発生した未納金がある場合は、これを支払わなければならない。  
なお、一度納入された入会金、年会費および月会費等は返金しないものとする。
- ・ 本クラブは競技志向のクラブであり、すべての会員に対して試合出場機会を保証するものではない。

## 第13条（除名等）

代表者は、会員が次の各号の一つにでも該当するときは、会員資格を一時停止し、または除名することができる。

1. 月謝等の支払いを滞納し、催告したにもかかわらず納入しない場合。
2. 本クラブの運営を故意に妨害した場合。
3. 本会則または本クラブの定める規則に違反した場合。
4. 本クラブの名誉または信用を傷つけた場合。
5. 第6条に定める会員資格を欠いていることが判明した場合。
6. 本クラブが会員として不相当と判断した場合。

## ≪第3章 活動内容等≫

### 第14条（練習日および活動場所）

1. 本クラブの主な練習日および活動場所は、以下の通りとする。
  - ・ 毎週 月曜日・木曜日・土曜日 高崎市立北部小学校 体育館
  - ・ 毎週 火曜日 高崎市立国府小学校 体育館
  - ・ 毎週 日曜日 高崎経済大学附属高等学校 体育館
2. 練習日、活動場所は、施設の都合、大会日程、チーム事情等により変更となる場合がある。

#### 第15条（練習時間）

1. 本クラブの主な練習時間は、以下の通りとする。

- ・月曜日 19時から21時まで
- ・火曜日 18時00分から21時00分まで
- ・木曜日 19時から21時まで
- ・土曜日 17時00分から21時00分まで
- ・日曜日 17時00分から21時00分まで
- ・祝日 17時00分から21時00分まで

練習時間は原則として上記の通りとするが、状況により前後する場合がある。

学校行事や施設の都合等により、練習が休止となる場合がある。

#### 第16条（追加練習およびチーム活動）

1. 大会前等に公共施設が確保できた場合は、追加練習を実施することがある。  
会員は可能な限り参加するものとする。
2. 土日祝日は、練習試合、大会、遠征等のチーム活動が行われる場合があり、  
その際は終日活動となる場合がある。
3. 本クラブは競技力向上を目的としているため、必要に応じて練習試合、大会、遠征、  
合宿等への参加を求める場合がある。

#### 第17条（活動参加について）

1. 本クラブは競技志向のクラブチームであるため、会員は練習、練習試合、大会、  
遠征等のチーム活動に積極的に参加するものとする。
2. やむを得ない事情を除き、継続的に参加が困難であるとクラブが判断した場合は、  
代表者との協議の上、活動内容の見直し、または退会をお願いする場合がある。

#### 第18条（試合出場機会について）

1. 本クラブは競技力向上を目的としたクラブチームであるため、すべての会員に対して  
試合出場機会および出場時間を保証するものではない。
2. 試合出場選手および出場時間は、選手の技術力、理解度、練習への取り組み姿勢、  
参加状況、成長過程、チーム戦術等を総合的に判断し、指導者が決定するものとする。
3. 保護者は、選手起用および試合出場に関する指導者の判断を尊重するものとする。

#### 第19条（安全管理および事故対応）

1. 本クラブは、会員が安全に活動できるよう十分に配慮し、事故および怪我の防止に努めるものとする。
2. 万が一、活動中に事故や怪我が発生した場合は、指導者が速やかに応急処置を行い、必要に応じて医療機関を受診するものとする。
3. 活動中および活動場所への移動中に発生した事故や怪我については、本クラブが加入する保険の範囲内で対応するものとし、それ以上の責任は負わないものとする。
4. 会員は健康状態を良好に保つよう努め、体調不良の場合は無理に参加してはならない。
5. 保護者は、会員の健康状態についてクラブへ適切に報告するものとする。
6. 気象状況（猛暑・台風・大雪等）や災害の恐れがある場合は、安全を最優先とし、活動の中止または変更を行うことがある。

#### 《第4章 会費の支払等》

#### 第20条（入会金、年会費、スポーツ保険代と月会費、JBA及びスポーツ少年団登録費）

1. 入会金は一律10,000円とする。  
（最初の月は、入会金+年会費+月謝を納めるものとする。）
2. 年会費は一律5,000円とする。（4月に月謝+年会費を納めるものとする。）
3. 月謝はU12／8,000円／月、U15／10,000円  
（U12から続けて所属している選手は8,000円／月とする。）
4. スポーツ保険は、自己負担。（指導者の分は人数で割り負担すること。）
5. スポーツ少年団登録でかかった費用は、全員で割り負担すること。  
（指導者の分は人数で割り負担すること。）
6. クラブ生は、必ずJBA登録を行うこと。  
（チーム登録費・指導者登録費は、JBA登録をした人数で割り負担すること。）

#### 第21条（月会費の支払い）

1. スポーツ保険料、JBA登録費、スポーツ少年団登録費は基本、入会手続きの時に支払うものとする。
2. 会員は原則として、本クラブが定める月会費を前月の25日以降から当月の5日までに支払うこととする。（例：4月分は3月25日から4月5日まで）
3. 本クラブに納入された月会費等は、会員にどのような事情が生じた場合でも返還はしない。ただし、休会等、特別な事情がある場合は除く。
4. 退会手続きを完了していない場合、月会費の支払いをしなければならない。
5. 本クラブは、一切の通知なく3か月を超えて会費を滞納した場合、支払い責任者に対して催促をすることとする。

## 第22条（公式戦・練習試合・遠征・合宿・宿泊費等）

公式戦、練習試合、遠征、体育館使用料、合宿等でかかった費用は、参加した会員で割り負担すること。

（宿泊費・昼食〔お弁当代〕・交通費、スタッフ・審判等がかかった費用も含む。）

## ≪第5章 その他≫

### 第23条（会場までの送迎）

会員の会場までの送迎は、親権者その他の保護者に義務があるものとする。

送迎中の事故に関しては、本クラブの加入する保険の範囲内で保障をするが、その他の事項に関して本クラブは一切の責任を負わない。

### 第24条（保護者の行動規範）

保護者は、試合会場・練習会場において指導者および審判の判断を尊重し、他チームや選手に対する批判・誹謗中傷・過度な指示出しを行ってはならない。

### 第25条（指導方針への非介入）

選手起用、練習内容、指導方針等については、すべて指導者に一任されるものとし、保護者はこれに対して異議を申し立てないものとする。

### 第26条（ハラスメントの禁止）

1. 本クラブは、すべての会員が安心して活動できる環境づくりを重視し、互いを尊重し合い、人間的成長を育む場であることを目指す。
2. 暴言、暴力、威圧的な言動、差別的発言、人格を否定する行為、過度な指導、嫌がらせ等、他者に精神的または身体的苦痛を与える一切の行為を禁止する。
3. 本条は、指導者、会員、保護者など、クラブに関わるすべての者に適用する。
4. ハラスメントに該当する行為が認められた場合、本クラブは事実関係を確認の上、必要に応じて注意、活動停止、退会等の措置を講じることができる。

## 第27条（欠席連絡）

当日の練習に参加できない場合、指導者に連絡をすることとする。

欠席または遅刻する場合で、あらかじめ日にちが判っている場合は、必ず事前に連絡することとする。

※直前の連絡とならないよう努めるものとする。

※やむを得ない事情を除き、練習試合・公式戦決定後の欠席は控えるものとする。

※無断で欠席した場合は、クラブより注意を行うものとする。

なお、無断欠席が複数回にわたる場合や、改善が見られない場合は、代表者との協議の上、活動内容の見直し、または退会をお願いすることがある。

## 第28条（遅刻・早退について）

やむを得ない事情により遅刻または早退をする場合は、事前にクラブへ連絡するものとする。

無断での遅刻や早退が続く場合は、クラブより注意を行うものとし、改善が見られない場合は代表者との協議の上、活動内容の見直し、または大会等の出場選考に影響することがある。

## 第29条（部員の怪我、事故等の対応について）

部員に対しては、練習、試合、遠征、合宿等に対し、事故や怪我等の無い様、十分に注意、配慮するが、万一事故、怪我等が起きた場合は、その場で出来る限りの対応、応急処置等を行うが、それ以降の対応、補償については、加入する傷害保険の範囲内で対応するものとする。

怪我、事故等の補償に関しては、入会時に加入する傷害保険の範囲内で行うこととする。

## 第30条（移籍等について）

1. 入会後およびJBA選手登録後の他チームへの移籍は、原則として認めないものとする。
2. 移籍の受入は、代表者に一任することとする。

## 第31条（肖像権について）

クラブ入会にあたり、広報目的（広報誌やホームページ、SNS投稿）に限り、入会者の肖像権および大会記録等をクラブが使用することとする。

### 第32条 (スタッフについて)

ヘッドコーチおよび代表者 横山 恵一朗 JBA公認B級ライセンスコーチ 取得  
JBA公認コーチディベロッパー 取得  
日本体育協会公認スポーツリーダー 取得  
日本スポーツ少年団認定指導員 取得  
群馬県バスケットボール協会育成委員会  
群馬県バスケットボール協会 U12 部会  
副総務委員長  
群馬県バスケットボール協会 U12 部会  
西毛分会 副総務委員長

## Glostars Basketball Academy ホームページ



### ○施行

1. 本規約は、2023年4月15日より施行する。
2. 2023年7月一部改正
3. 2023年11月一部改正
4. 2024年4月一部改正
5. 2024年10月一部改正